

一般粉じん発生施設設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

令和〇年 〇月 〇日

該当するもの以外は、取り消し線を入れる。

富山県知事 〇〇 〇〇 殿

代表者の氏名等を記入する。
(代表権のない者(例えば工場長等)が届出する場合は、委任状の添付が必要)

氏名又は名称及び住所
〇〇県〇〇市〇〇 〇番地
届出者 並びに法人にあつては
株式会社〇〇
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

大気汚染防止法第18条第1項 ~~(第18条の2第1項、第18条第3項)~~ の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 〇〇工場		
工場又は事業場の所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇 〇丁目〇番	※ 受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の 種類	2の項 堆積場 1基 3の項 ベルトコンベア 1基 4の項 破碎機 1基		
一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4 のとおり。		

一般粉じん発生施設の設置場所を記入する。

大気汚染防止法施行令別表第2の上欄の番号、施設種類、及び設置基数を記入する。

当該施設に該当する別紙を添付する。
コークス炉 → 別紙1
コンベア → 別紙2
堆積場 → 別紙3
破碎機、摩碎機、ふるい → 別紙4

- 備考
- 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気番号及び名称を記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 1ヤード		
名称及び型式		堆積場		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和2年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和2年 4月 6日	年 月 日	年 月 日
規模	面積 (m ²)	1,500		
	堆積能力 (t)	3,000		
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		砂0.3mm以下、水分5%、 9,000t/年		
使用 及 び 管 理 の 方 法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要			
	散 水	装置の種類・型式・基数	スプリンクラー5基	
		装置の能力 (m ³ /h)	10 m ³ /h ×5	
		散水の方法	1日4回	
	防じんカバーの設置状況			
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称		
		装置の種類・型式・基数		
		装置の能力 (m ³ /h)		
		散布の方法		
	締 固 め	装置の種類・型式		
方 法				
そ の 他	方 法			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積場の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 l/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		A01		
名称及び型式		〇〇型コンベア AA〇〇〇-〇		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		令和2年 4月 1日	年 月 日	
使用開始予定年月日		令和2年 4月 6日	年 月 日	
規 模	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m ³)	ベルト幅 80cm		
	単基の長さ (m) × 基数	20m × 2基		
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)	30m/分		
	運搬能力 (t/h)	10 t/h		
運搬物の種類、性状及び通常の間月間運搬量 (t/月)		砂 0.3mm 以下、水分 5%、 750t/月		
使 用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要		スレート張り建屋	
	集 じん 機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率 (%)		
		送風機の原動機出力 (kW)		
	防じんカバーの設置状況			
	散 水	装置の種類・型式		
		装置の能力 (m ³ /h)		
運搬量当たり散水量 (l/t)				
その他	方 法			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造と其主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）
の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		B 0 1	
名称及び型式		〇〇製破碎機 B B〇〇〇-〇	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和2年 4月 1日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和2年 4月 6日	年 月 日
規模	原動機の定格出力 (kW)	135kW	
	処理能力 (t/h)	120t/h	
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)		がれき類 2000t/月	
使用 及び 管理 の 方 法	破碎機、摩砕機又はふるいがその中に 設置されている建築物の概要		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	防じんカバーの種類		
	散 水	装置の種類・型式	散水ノズル
		装置の能力 (m ³ /h)	0.25~1.5 m ³ /h
		処理量当たり散水量 (l/t)	2~130 l/t
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

【その他の添付書類】

	チェック欄
① 工場又は事業場の周辺の地図	
② 工場又は事業場内の施設の配置図 ・一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は飛散防止のための装置の位置が分かるもの。	
③ 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要	
④ 一般粉じん発生施設の構造とその主要寸法を記入した概要図	
⑤ 一般粉じん発生施設の規模についての書類 ・面積、ベルトの幅など、届出要件に係る規模が確認できる、計算書、カタログ、仕様書など。	
⑥ 一般粉じんの処理又は飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図 ・散水車、スプリンクラー、集じん機などの能力がわかるカタログ、仕様書など。(大気汚染防止法施行規則第 16 条別表 6 の管理基準と同等以上であることが分かるもの)	

【一般粉じん発生施設の構造等に関する基準】

・大気汚染防止法施行規則第 16 条別表 6

項	施設の種類	管理基準
1	コークス炉	<p>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものを除く。)	<p>次の各号の一に該当すること</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p>
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	<p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>